

《 訂 正 表 》

『2011年版 司法書士 過去問マスター1』において、以下の様な誤りが判明いたしました。お客様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますと共に、下記の様に修正いただくようお願い申し上げます。

(平成23年1月13日)



訂正箇所	訂正内容
p 404 肢ウを右の内容で置き換えてください	ウ 誤り。真実の所有者がその引渡しを請求するなど、代理占有者に対して時効を中断する行為がなされた場合、その効力が自主占有者にも及ぶかが問題となる。この点判例（大判大10・11・3）は、代理占有者に対して生じた中断事由は自主占有者にも及ぶとしており、本肢のEがBに対して時効中断の方法をとれば、その効力はAにも及び、別途Aに対して時効を中断することを要しない。

* 下線部分が訂正箇所です。